

パリだより：ユネスコ日本大使からの手紙（第5号）

「枯葉の季節：秋のユネスコ執行委員会」

2024年11月15日

ユネスコ日本大使の加納です。

10月に入り、秋が深まるにつれ、パリの街の道端にも枯葉(les feuilles mortes)が目立つようになりました。日も徐々に短くなり、月末のサマータイムが終わると、日暮が急に早くなったように感じられます。



秋のパリ

秋は、ユネスコも各種行事が目白押しの季節です。

今回は、ユネスコの秋の執行委員会を中心に、幾つかの出来事についてご紹介します。

（日本酒・焼酎・泡盛のプロモーション）

ユネスコには、世界遺産とは別に、無形文化遺産という仕組みがあります。

世界遺産は１９７２年にできた世界遺産条約に基づいて、不動産である文化遺産、自然遺産を登録するものです。これに対し、無形文化遺産は２００３年にできた無形文化遺産保護条約に基づいています。欧米に限らない、世界各国にある様々な形態の文化遺産に着目し、保護するもので、条約作成には、当時の松浦晃一郎ユネスコ事務局長の尽力がありました。

日本からは、これまでに能楽、歌舞伎、伝統的手漉き和紙技術、風流踊など２２件の無形文化遺産を登録されています。２０１３年には、「和食：日本人の伝統的な食文化」が登録されました。

今回、日本が登録を目指しているのは「伝統的酒造り」です。麴菌を使った独特の製法で造られる日本酒、焼酎、泡盛は、日本各地の伝統文化の重要な一翼を担っています。在外公館では、関係者と連携しながら、従来から日本酒のプロモーションに力を入れてきましたが、今年は例年にもまして力が入っています。

１０月４日にはユネスコ大使公邸で試飲会を開催しました。２０１７年からパリで日本酒のコンクールを主催している Kura Master の授賞銘柄の日本酒、焼酎、泡盛を各国ユネスコ大使に味わってもらうためのものです。Kura Master 名誉会長の門司健次郎・元ユネスコ日本大使による乾杯の後、各国大使がグラスを傾けながら、日本の蔵元の皆さんが勧める様々な銘柄を楽しんでいました。



ユネスコ日本大使公邸での試飲会の様子

１１月４日には、ユネスコ関連の評価機関により「伝統的酒造り」の無形文化遺産登録が勧告されました。大きな前進です。１２月にはパラグアイのアスンシオンで登録を正式決定する政府間会合が開催されます。最後まで気を抜か

ずに取り組みたいと思います。

（秋のユネスコ執行委員会）

10月9日から23日の間は、秋のユネスコ執行委員会が開催されました。第2話でご紹介した春の会合に続く、年2回開催されるユネスコの重要な意思決定の会合です。今回は、春の会合でも取り上げられたウクライナ、ガザの地域情勢に加え、次期会計年度（2026年／27年）の予算・計画案や、来年のユネスコ事務局長選挙手続きなど、重要議題が目白押しでした。

私は、今回の執行委員会に臨むにあたり、長年ユネスコを支えてきた日本として、教育、科学、文化、コミュニケーション・情報などユネスコの事業分野全般にわたり、しっかり関与し、支えていくスタンスを明確にするようにしました。この点については、14日のプレナリー会合における各国のナショナル・ステートメントの機会に、私から明確に述べました。



執行委員会におけるナショナル・ステートメント

その上で、執行委員会の期間やその直後に以下のような具体的な取り組みを行いました。

（防災協力の更なる強化のための執行委員会決定案の提出、採択）

防災（DRR: Disaster Risk Reduction）は、ユネスコの事業の中でもあまり良く知られていない分野ですが、自然科学や海洋科学部門を有するユネスコは津波の早期警戒システムの運用、水文学・海洋科学分野の学术交流などを行っています。加えて、教育、文化も担当していることから、防災教育や、災害からの文化財の保護といった分野横断的な形で、他の国際機関にはないユニークな役割を果たしています。

日本は防災分野で豊富な経験を有していますが、ユネスコ自然科学局では、国土交通省出身の日本人専門家が防災部門のヘッドを務めています。また来年は、2015年に仙台で行われた国連防災会議において「仙台防災枠組み」が採択されてから10年の節目に当たります。こうした事情を踏まえ、ユネスコにおける防災協力を更に強化するため、仙台防災枠組みの実施に関する執行委員会決定案を日本が主導して作成し、今回の会合に提出しました。

加盟国が自らが重視する分野にユネスコが注力するよう促すときは、総会や執行委員会といった意思決定機関の決定という形で今後の活動を方向づける文書を作成するのが通例です。もちろん、その過程で各国との協議が必要となります。今回、日本は防災分野においてそのアプローチを取り、夏前から決定の素案を事務局や主要関心国に示して協議を進めてきました。また、自然科学局に設定された緊急時対応のための基金への資金協力も決定しました。

こうした調整努力が実り、執行委員会では80カ国以上の共同提案国の支持を得て、日本が提出した決定案がコンセンサスで採択されました。気候変動に伴う自然災害の激化に多くの国々が高い関心を持っていることの表れであり、ユネスコのこの分野での一層の貢献に期待したいと思います。

（持続可能な開発のための教育（ESD）のサイドイベント開催）

持続可能な開発のための教育（ESD: Education for Sustainable Development）は、過去20年以上にわたって日本がユネスコともに取り組んできた、持続可能な開発のコンセプトや実践を学校教育に取り入れていくイニシアティブです。日本国内では、約1100校もの「ユネスコ・スクール」として指定された学校での教育現場において、環境問題や海洋保全、防災といったテーマが取り上げられています。また、ユネスコを通じた各国への教育分野

での協力において ESD 推進を支援してきました。ユネスコ事務局も、ESD のコンセプト普及から、各国ごとの事情に応じた教育支援という形に、アプローチを進化させてきています。

今回の執行委員会の期間中には、日本がユネスコを通じて支援している国々の実践事例を共有してもらうサイドイベントを開催しました。セント・キッツ・ネービスとカーボ・ベルデという、それぞれカリブ海とアフリカに位置する小島嶼開発途上国 (SIDS : Small Island Developing States) の責任者に本国からオンラインで参加してもらい、自国における ESD を教育政策、カリキュラムに取り入れる取り組みと、その際の課題についてプレゼンをしてもらいました。会議場には各国代表団から約 80 名、オンラインでは約 250 名の参加を得るなど盛況で、このイベントはセント・キッツ・ネービスの現地メディアにも取り上げられました。

私も含め多くの日本人にとって、セント・キッツ・ネービスやカーボ・ベルデは、世界地図のどこにあるか問われても直ぐには思い浮かべられない遠い国ですが、ユネスコの教育協力を通じて繋がっていることを実感したイベントでした。



持続可能な開発のための教育（ESD）サイドイベントの様子

（コミュニケーション・情報分野での協力）

コミュニケーション・情報 (Communication and Information) は、教育、科学、文化と並ぶ、ユネスコの重要な担当分野の一つです。情報への自由なアクセスや報道の自由の確保は、民主主義の定着、発展にとって不可欠です。ま

た、様々な記録遺産の保全は、人類が過去の経験に学び、未来を展望する上での基礎となるものです。ユネスコの「世界の記憶」(Memory of the World)はそのための重要な事業です。日本はこの分野でのユネスコとの協力も重視してきました。

執行委員会が終わってまもない10月28日、南スーダンの首都ジュバにおいて、小田切敏郎駐南スーダン日本大使とユネスコ現地事務所長との間で、マスメディア育成支援のための約4億円の無償資金協力に関する書簡の署名・交換が行われました。パリからは、ユネスコ本部から私とジェラッシ・コミュニケーション・情報担当事務局長補がオンラインで参加しました。この計画は、南スーダンで将来行われる選挙が自由、公正なものとなるよう、現地ラジオ局の整備や報道・治安関係者の能力構築支援をユネスコを通じて行うものです。

南スーダンは今も国連PKOが展開しており、日本も司令部要員を派遣しています。私自身、PKOを担当していた2年前にジュバを訪れたこともあり、個人的にも思い入れのある国です。本年末に選挙が行われる予定でしたが、残念ながら延期を余儀なくされました。できるだけ早期に自由、公正な選挙が実施され、民主主義が定着するのを願っています。

翌29日には、ユネスコ本部において記録遺産(documentary heritage)の保全に関する国際会議が日本の支援により開催されました。人類の共通財産とも言える記録遺産と、それらを収めるアーカイブ、図書館、博物館などをいかに紛争や自然災害から守っていくかは大きな課題です。日本は、2018年からこの分野での支援をユネスコを通じて行っており、25カ国もの後発開発途上国(LDC)やSIDSが裨益してきました。会議の冒頭セッションにおいて、私からは、これまでの日本の取り組みに触れつつ、この分野での更なる国際協力の重要性を強調しました。



南スーダンのマスメディア育成計画に関する書簡の署名・交換式にオンラインで参加（左）

記録遺産の保全に関する国際会議でのスピーチ（右）

（ウクライナ、ガザ、レバノン、アフガニスタン）

今回の執行委員会でも、ウクライナ、ガザは地域情勢の注目議題でした。

もっとも、ガザは昨年１０月のハマスによるテロ攻撃に端を発した紛争、人道危機発生から１年、ウクライナに至ってはロシアの全面侵略から２年半強が経ち、いわば「危機の常態化」ともいうべき状況が執行委員会の議事進行にも影響を及ぼしていました。

ウクライナ情勢については、春の執行委員会の時と同様、ロシアの意を受けた中国、キューバがロールコール投票での意思決定を要請し、投票に付された結果、賛成２７カ国（主に西側諸国と一部中南米諸国）、反対３カ国（中国、キューバ、ブルキナ・ファソ）、棄権・欠席２８カ国となり、前回から若干の国の態度変更はあったものの、「西側が支持、グローバル・サウスの大半は無関心」という基本構図は変わりませんでした。

ガザ情勢についても、パレスチナや米国など主要関心国と事務局の間で水面下の調整がなされ、委員会の平場では議論なしで決定案がコンセンサス採択されました。春の会合ではコンセンサスに入らない旨明言した米国も今回は異を唱えず、無風のまま審議は終了しました。もっとも、淡々とした意思決定が、現場での問題解決につながるわけでは、残念ながら全くありません。決定案の採択の後の各国代表団スピーチの最後に発言したパレスチナ代表が、通例の外交的発言の後に、ガザの現場の窮状を切々と訴えたのが印象的でした。

今回の執行委員会の前に、レバノンにおけるヒズボラとイスラエルの間の武力紛争が急激に悪化したため、レバノン情勢も急遽議題に追加されました。また、ユネスコが教育や文化財保護で長年関わってきたアフガニスタンについても議論となりました。２０２１年８月のタリバン暫定政権発足後の状況、特に女子教育をめぐる状況が悪化していることに多くの加盟国が懸念を示し、ユネスコのアフガニスタンへの関与を再び高める方向での決定案の修正がアイスランドから提案され、採択されました。この決定を受け、来年前半にも、アフガニスタンに関するハイレベルの国際会議が開催されることになります。

（事務局長選挙手続きの開始）

今回の執行委員会のハイライトは、最終日１０月２３日における、事務局長選挙の正式手続きの開始決定でした。

現在２期目のアズレー事務局長の任期は来年１１月までであり、更なる再任はないため、来年には新たな事務局長の選出が行われることになります。一連の手続きを司るのが執行委員会であり、今回の会合で決定された手続きに基づいて執行委員会議長が立候補の受付を開始、来年３月１５日で締め切って候補者リストを確定させた後、４月の春の執行委で候補者全員との面談を実施します。１０月の秋の執行委での選挙を受けて指名(nominate)された者が、最終的に１１月の総会で任命(appoint)されることになります。

今回の執行委で提示された事務局長選挙の手続き自体は、従来の例を踏襲したものであり特に議論を呼ぶものではありませんでしたが、執行委員会の前から一部加盟国から提起されていた問題がありました。事務局長に立候補する者たちの間の公平性、特に事務局内部の候補者と外部の候補者との間の公平性を確保すべきとの論点です。現職の事務局幹部がその立場を利用し、事実上の選挙活動を行うのは不公平でないかという理屈です。背景には、事務局長選挙の候補者について現職の事務局幹部を含め様々な噂が飛び交っている事情がありました。

こうした声を受けて、ラコリュ執行委議長がイニシアティブをとり、他の国際機関の例を参考にしたり、執行委メンバー国の意見を聞いた上で、内部候補者について一定の制約を課すよう事務局長に対応を求める決定案を議長自身が提案しました。

執行委最終日にこの議長提案が議題に上ったのですが、いざ蓋を開けてみると、様々な意見が噴出し、昼休みを挟んで数時間もの議論がなされました。候補者間の公平性を確保すると言っても、実際にルール化するとなると様々な疑問点が出てきます。いつから適用するのか。事務局幹部以外の外部候補者でもユネスコ関連のポストについて一定のリソースにアクセスできる場合はどうするのか。事務局幹部の活動に制約を課した場合にユネスコの通常活動に支障は生じないのか。ユネスコの本来業務と事実上の選挙活動をどのように線引きするのか、などです。最終的には、事務局スタッフに加えてユネスコで公的な立場にある者に対しても、ユネスコでの責任と選挙活動を区別するよう求めるこ

と、事務局長に適切な措置をとるよう求めること、来年の選挙の後、他の国際機関の例を参考にしつつ行動規範の策定を検討することなどを盛り込んだ決定案が採択されました。

執行委終了後の翌 24 日に執行委議長による全加盟国宛に事務局長選への立候補を受け付ける旨の書簡が発出され、事務局長選挙の手続きが正式に開始されました。その翌 25 日には、これに応える形でエジプト政府より候補者の届出がなされ、全加盟国に周知されました。エジプトの候補者はハーリド・アーメド・エルアナーニー (Khaled Ahmed El-Enany) 氏、元観光・考古大臣です。日本がエジプトで協力を行ってきた大エジプト博物館プロジェクトにも関与した、日本との関係も深い人物です。

これから約 1 年に渡り、事務局長選挙をめぐる各国の動きが活発になっていくことでしょう。各候補者の資質をしっかりと見極めていく必要があります。

（「日本のタベ」レセプション）

執行委員会期間中の 10 月 11 日には、ユネスコ本部内のレストランで「日本のタベ」レセプションを開催しました。執行委員会の期間は、各国からはパリの代表部に加え本国からの参加者もあり、ユネスコが賑わう時期でもあり、自国の文化を PR するイベントを開催するには絶好のタイミングです。今回のレセプションでは、本年登録された佐渡島の金山を含む日本の世界遺産や、来年の大阪・関西万博の紹介ビデオを上映したほか、たこ焼き、焼きそばなどの B 級グルメを含む和食や、関係企業・団体の協力を得て日本のお酒、お茶、お菓子を提供し、参加者に楽しんで頂きました。さらに、パリで活躍するフランス人主体のダンス・グループ Paris Yosakoi Hinodamai に、威勢の良い「よさこい」踊りを披露して頂きました。



「日本のタベ」レセプションの様子

この日は偶然にも、今年のノーベル平和賞が「日本原水爆被害者団体協議会」（日本被団協）に授与されることが発表された日でありました。私からはスピーチでこのニュースに触れつつ、同団体による核兵器のない世界に向けた長年の啓発活動の取り組みは、ユネスコ憲章が謳う「人の心の中に平和の砦を築く」営みにほかならない、ユネスコが掲げる平和のミッションは決して手の届かないものではないと信ずると述べました。

（コンピエーニュの森）

11月11日は第一次世界大戦の休戦協定が締結された日です。フランスをはじめ多くの欧州諸国における休日であり、記念行事が開催されます。

執行委員会とそれに続くいくつかの行事が一段落したので、この休戦協定が締結されたコンピエーニュの森を訪れてみました。パリの北東、車で1時間半ほどのところですよ。

1918年11月11日、この地で独仏英の代表による休戦協定の交渉、署名が行われ、午前11時をもって全戦線において協定が発効しました。現地には、記念碑のほか、フランス側代表を務めたフォッシュ元帥の像、協定が締結された客車と同型の車両が展示された博物館があります。100周年となる2018年にはマクロン大統領とメルケル首相が揃ってこの地を訪れました。



コンピエーニュの森にある第一次世界大戦休戦記念碑（左）

マクロン大統領とメルケル首相が訪問した際に署名した文書（右）

この「コンピエーニュの平和」は20年余りしか続きませんでした。第二次世界大戦が勃発し、まもなくフランスはナチス・ドイツに屈服します。復讐心に燃えるヒトラーが新たな休戦協定締結の場を選んだのは、同じコンピエーニュでした。1940年6月22日に、1918年11月11日の時と同じ場所、同じ客車で独仏の休戦協定が締結され、その後5年近く、フランスはナチス・ドイツの占領下に置かれます。協定締結後、一帯の施設は破壊され、客車もドイツに輸送された後、焼失してしまいます。現在の施設は戦後に修復され、展示の客車は同型車両の寄贈を受けたものです。



1940年6月22日の休戦協定式典の様（左）

1918年、1940年の休戦協定締結に使用されたのと同型の車両（右）

現在もウクライナやガザをはじめ、世界各地で続く紛争。その先に「休戦」や「平和」はあるのか。仮にあったとして、それは持続可能なものとなり得るのか。コンピエーニュの森で枯葉を踏みしめながら散策すると、なかなか解の見出せない問いが、何度も頭の中を巡ってきます。

最後までお読み頂き、ありがとうございました。

次回のパリだよりをお楽しみに。

ユネスコ日本政府代表部大使

加納雄大